

○福井県後期高齢者医療広域連合規則の様式に係る規定における押印を廃止する規則

〔令和3年 4月 1日〕
規則 第 5 号

この規則の施行の際現に効力を有する福井県後期高齢者医療広域連合規則の様式に係る規定中

「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	
----	--

」に、
」
「氏名 印」を「氏名」に、
「氏名 印」を「氏名」に、
「

申請者氏名	印
-------	---

」を「

申請者氏名	
-------	--

」に、
」
「氏名 ㊟」を「氏名」に、
「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に、
「

氏名	印 (生年月日) 年 月 日
----	-------------------

」を「

氏名	(生年月日) 年 月 日
----	--------------

」に、
」

「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に、
「氏名 ㊟」を「氏名」に、
「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、
「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改め、
「捨印

㊟」及び「捨印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの福井県後期高齢者医療広域連合規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。